

平成29年度 中国地方の防災に関する連絡会の取り組み報告

③津波を想定した旅客・船舶の 緊急避難体制の実証実験について

(中国運輸局)

津波を想定した旅客・船舶の緊急避難体制の実証実験

1 目的

津波対策の推進に関する法律により「津波防災の日(11月5日)」は、津波に対する防災意識の向上と適切な避難行動に関して国民の理解と関心を深める取組が特に重要とされている。「津波防災の日」の趣旨を踏まえ、交通事業者の津波避難マニュアルに基づく緊急避難体制を国、県、市などの防災関係者が協働する実証実験を実施し、防災関係者相互の連携強化を図り、今後の津波に対する緊急対応に万全を期す。

2 主催

中国地方の防災に関する連絡会の緊急輸送専門部会

3 実証実験参加機関(12機関 64人)

(1)交通事業者等

瀬戸内海汽船株式会社、広島電鉄株式会社、広島バス株式会社、一般社団法人中国旅客船協会、株式会社伏光組(防潮扉管理受託業者)(順不同)

(2)関係機関(国、県、公共機関等)

広島県、広島港さん橋管理事務所、広島市、広島市社会福祉協議会、第六管区海上保安本部、広島地方気象台、中国運輸局(順不同)

4 実証実験の想定

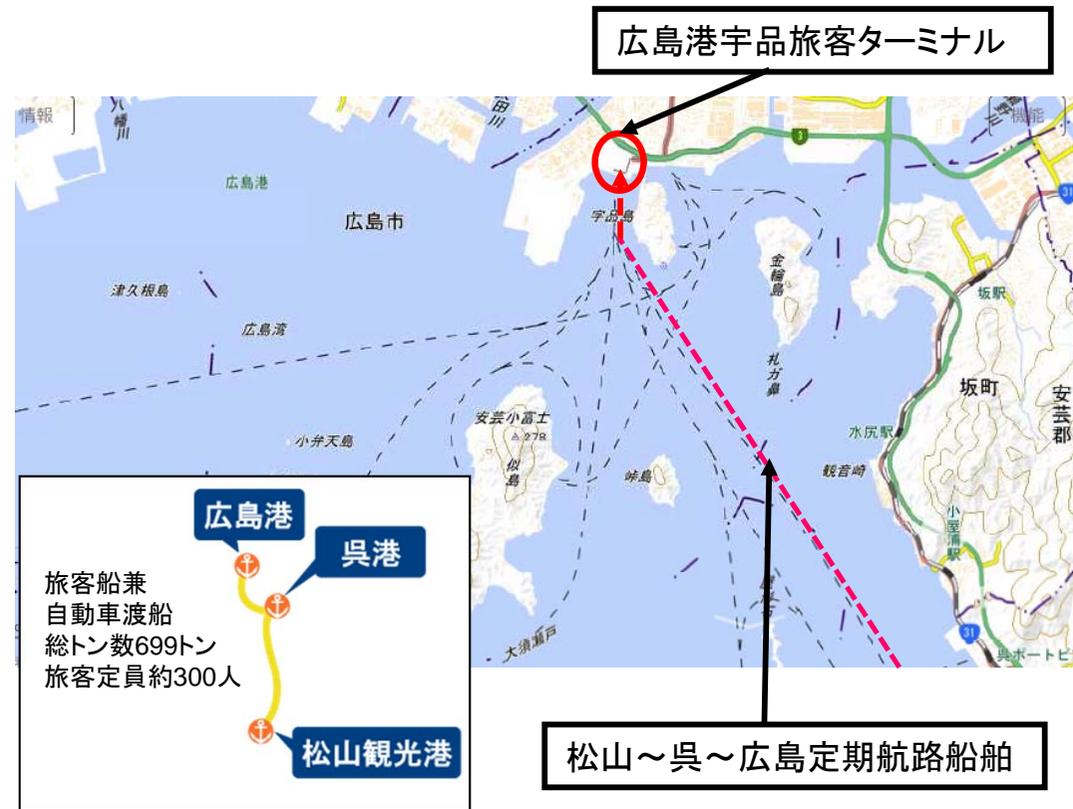
平成29年11月7日(火)10時45分頃 紀伊半島沖を震源とするM8を超える巨大地震により、広島県において津波警報が発表。

5 日時及び場所

平成29年11月7日(火) 10時20分から12時00分まで
 瀬戸内海汽船株式会社 定期航路(松山～呉～広島)船内 (第1会場)
 広島港宇品旅客ターミナル及びその周辺施設 (第2会場)

6 実証実験項目

- (1)旅客フェリーの乗客の避難誘導
- (2)旅客ターミナル内及び電停・バス停の待合客の避難誘導
- (3)宇品港防潮扉閉鎖作業



津波を想定した旅客・船舶の緊急避難体制の実証実験

7 実施概要

広島・呉～松山定期航路 旅客船兼自動車渡船内(第1会場)

運航管理者から船長へのメールによる津波警報等の発表にかかる情報伝達。(10:46)



運航管理者と船長との携帯電話による津波避難の対応協議。(10:50)

- ① 運航管理者より船長に対し、津波警報の詳細を伝達。
- ② 船長より、船舶の航行状況(旅客数、積載車両数、着岸予定時刻)を報告。
- ③ 避難等にかかる協議。



船長による船内放送を利用した旅客への情報伝達。(10:51)

- ・津波警報の情報、本船の今後の対応、旅客の執るべき措置を周知。



旅客の救命胴衣の着用。(10:55)

- ① 客室乗務員による救命胴衣の着用にかかる指導。
- ② 乗客の救命胴衣の着用。
「1名の一般の乗客の方に救命胴衣の着用の体験をして頂いた。」



津波を想定した旅客・船舶の緊急避難体制の実証実験



乗客(車いす使用者含む。)の避難誘導、積載車両の運転手への指定緊急避難場所の案内。
(下船開始11:07～車いすターミナル東口到着11:12～車いすターミナル屋上到着11:15)

- ①着岸岸壁から広島港宇品旅客ターミナル屋上(浸水時緊急退避施設「広島市」)までの旅客船事業者による乗客の避難誘導。
- ②各交通事業者及びターミナル防災センター警備員による車いすの避難の補助。
- ③広島市社会福祉協議会による車いすの移動に関する指導。
- ④乗組員から積載車両の運転手に指定緊急避難場所までの案内図を手交。

広島港フェリーのりば、広島港宇品旅客ターミナル及びその周辺施設



ターミナル館内放送による待合客等への避難誘導(10:48)

・広島港宇品旅客ターミナル防災センターによる館内放送を使用した津波警報発表の内容及び避難誘導にかかる情報伝達。



ターミナル内・バス停・電停の待合客の避難誘導 (10:48～10:50 終了)

・ターミナル防災センター警備員、バス、電車の交通事業者による待合客をターミナル屋上まで避難誘導。



津波を想定した旅客・船舶の緊急避難体制の実証実験



防潮扉の閉鎖作業（11:22～11:30 報告終了）。

- ① 広島県広島港湾振興事務所から防潮扉管理受託業者へ閉鎖指示。
- ② 防潮扉管理受託業者2ヶ所の閉鎖作業を実施。
- ③ 防潮扉管理受託業者から広島県広島港湾振興事務所へ作業終了報告。



終 了

机上訓練

- ① 船舶の避難海域への航行計画の策定。
- ② 船内における水密性を確保する箇所の再確認。



成
果

- ① 広島港の防災に関わる関係機関や各交通事業者で津波防災に対する認識を共有することで、防災体制の連携強化につながった。
- ② 広島港宇品旅客ターミナルが広島市の緊急退避施設に指定されことで、広島港から緊急避難に要する時間が短縮された。
- ③ 津波警報発表等における旅客船の緊急避難体制、陸上における旅客及び待合客の避難誘導等について、課題が抽出された。
- ④ 「津波防災の日」に関する取組を実際に運航しているフェリー内で実施できたことで、多くのマスコミに取り上げられ、津波防災に関する国民の理解と関心を深める一助になった。

課
題
等

- 旅客船の緊急避難体制について
 - ① 船内の乗客に対する船内放送について、提供する情報の内容や伝達の仕方に改善を要する。
 - ② 旅客船の津波避難マニュアルにおける緊急避難は、あらゆる事態を想定した対応を規定する等、再検討を要する。
 - ③ 乗客を乗船させた状態で避難海域へ避難する場合に備え、乗客に対応する担当者の選任、その担当者への教育、乗客への周知事項等、予め運航会社内において体制を確立しておく必要がある。
 - ④ 乗客の救命胴衣の着用については指導を複数回実施することとし、可能な限り、乗組員が乗客の救命胴衣の着用状態を確認することが望まれる。
- 乗客・待合客の陸上における避難誘導について
 - ① 隣接する新旧広島港宇品旅客ターミナルの双方において、防災規程等の摺り合わせをする必要がある。
 - ② 各交通事業者・施設管理者は、乗客の避難誘導の範囲及び避難場所を再確認するとともに、陸上交通の情報について収集と提供が望まれる。
- 実証実験の実施内容について
 - ① 取組のスパイラルアップとして、今後は一般の方にも広く訓練の参加を呼びかけるなど、実施内容等に工夫が必要である。